

第1章 総則

(機関の目的)

第1条 本校は、外国人に対して日本語教育を行い、日本での就職に足る、コミュニケーション能力の養成を行い、国際的文化交流の発展に寄与することとする。

(機関の名称)

第2条 本校は、ICA国際会話学院魚津校と称する。

(組織)

第3条 本校には、就職2年課程(特定技能 外食業・飲食料品製造業)及び就職1年6か月課程(特定技能 飲食料品製造業)を置く。

(主たる事務所の所在地)

第4条 本校の主たる事務所は、富山県魚津市金山谷2899-2に置く。

第2章 授業実施期間、授業日数及び休業日

(実施期間)

第5条 日本語教育課程並びにそれらの評価等を実施する期間は、就職2年課程は4月1日から翌々年度3月31日とする。就職1年6か月課程は10月1日から翌々年度3月31日とする。

1 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- 一 4月期 4月1日から6月30日まで
- 二 7月期 7月1日から9月30日まで
- 三 10月期 10月1日から12月31日まで
- 四 1月期 1月1日から3月31日まで

(授業日数及び休業日)

第6条 本校が授業を開講できる日数は1年から休業日を除いた日数とする。

1 休業日は、次のとおりとする。

- 一 土曜日及び日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)で規定する日
- 三 春休み 3月下旬から 4月上旬まで(10日間程度)
- 四 夏休み 8月上旬から 8月下旬まで(15日間程度)
- 五 秋休み 9月下旬から 10月上旬まで(10日間程度)
- 六 冬休み 12月下旬から 1月上旬まで(15日間程度)

2 校長が必要と認めたときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。

第7条 午前の授業は9:00～12:30、午後の授業は13:10～16:40とする。

第3章 日本語教育課程

(日本語教育課程)

第8条 本校には、以下の表に掲げる日本語教育課程を置く。修業期間、目標とする日本語能力(「日本語教育の参照枠」(令和3年10月12日文化審議会国語分科会)の尺度で示された日本語能力をいう。)、収容定員数、授業科目及び授業時数はそれぞれ以下の表に掲げるとおりとする。

日本語教育課程	修業期間	日本語能力	収容 定員数	レベル	科目	単位授業時数
就職2年課程	2年	B2	40人	初級A1	・総合日本語 ・漢字	200(単位)時間
				初級A2	・総合日本語 ・漢字 ・JLPT対策	200(単位)時間
				初中級A2	・総合日本語 ・漢字 ・日本事情 ・JLPT対策	200(単位)時間
				初中級B1	・総合日本語 ・漢字 ・日本事情 ・JLPT対策	200(単位)時間
				中級B1	・総合日本語 ・漢字 ・日本事情 ・JLPT対策	200(単位)時間
				中級B2	・総合日本語 ・漢字 ・日本事情 ・JLPT対策	200(単位)時間
				中上級	・総合日本語 ・漢字 ・日本事情 ・JLPT対策	400(単位)時間

日本語教育課程	修業期間	日本語能力	収容 定員数	レベル	科目	単位授業時数
就職1年6か月 課程	1年6ヶ月	B1	60人	初級A1	・総合日本語 ・漢字	200(単位)時間
				初級A2	・総合日本語 ・漢字 ・JLPT対策	200(単位)時間
				初中級A2	・総合日本語 ・漢字 ・日本事情 ・JLPT対策	200(単位)時間
				初中級B1	・総合日本語 ・漢字 ・日本事情 ・JLPT対策	200(単位)時間
				中級B1	・総合日本語 ・漢字 ・日本事情 ・JLPT対策	200(単位)時間
				中級B2	・総合日本語 ・漢字 ・日本事情 ・JLPT対策	200(単位)時間

(教育の提供方法)

第9条 本校は、学生の要望に適切に対応するため、学生の目的及び目標に応じ、当該学生が在籍する日本語教育課程を構成する授業科目を提供することを基本とする。

(クラス編成)

第10条 クラスは、同時期に同一の日本語教育課程を受講する受講者を、20名以下ごとに分けて編成する。

第4章 学習の評価、課程修了の認定

(学習の評価)

第11条 学習の評価は、試験評価、パフォーマンス評価、自己評価、相互評価に基づいて行う。これらの評価法を科目ごとに組み合わせ、規定の配分率に応じて得点を算出する。成績は、得点に基づき、S、A、B、C、Dの6段階で示す。Dは不合格とする。得点に対する成績のつけ方は次の通りとする。

* S=95-100点、A=85-94点、B=70-84点、C=55-69点、D=54点以下。

また、各学期、全ての科目C以上の者を進級とみなし、各科目Dがあった者の中で進級の意欲がある者には救済措置(補講と追試)をとる。

一 意欲があるもの...当該学期の出席率が90%以上の者。

担任からの意思確認に対してその場で追試と補講を受ける意志を表明した者。

二 補講...意思確認の翌日から3日間授業後に90分、該当科目について担任又は担当教員が行う。

三 追試...補講への全出席を受験条件とし、本務等教員監視下で同制限時間で行う。

四 結果...追試で70%以上の得点を全てCと判定し修正し合格とする。

(修了の認定)

第12条 最低でも1440単位時間(就職2年課程)、1080単位時間(就職1年6か月課程)の授業に出席した上で(出席率90%以上)、すべての科目評価においてC以上を得たものに対して当該課程の修了を認める。

1 校長は本校の所定の課程を修了した者に対して、「卒業証書」を授与する。

2 どちらかを満たさなかった者には、「卒業証明書」を有料で発行する。

(休学・復学)

第13条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、10日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

1 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(転学・退学)

第14条 転学・退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(災害時における学習継続の措置)

第15条 本校が災害により日本語教育を継続することが困難となった場合、あらかじめ定めている支援フローに基づき、提携している転学先を紹介するなど学生の日本での学習の継続に努めるものとする。

第5章 教員及び職員組織

(教員及び職員組織)

第16条 本校に、次の教員及び職員を置く。

一 校長

二 主任教員

三 教員

5名以上(うち本務等教員3名以上)

四 生活指導担当者

7名以上(うち本務等教員3名以上)

五 事務統括責任者

六 事務職員(事務統括責任者を除く) 1名以上

(校長)

第17条 校長は、本校の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。

(主任教員)

第18条 教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。

(教員会議)

第19条 職務の円滑な執行に資するため、教職員会議並びに教務会議を置く。

1 教職員会議は校長が主宰し、学校運営や指導が必要な学生の対応を検討する。

2 教務会議は主任教員が主宰し、学校全体のカリキュラムや評価などについて検討する。

第6章 入学・在籍等

(入学資格)

第20条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

一 本国で12年以上の学校教育を修了していること及び、高等学校を卒業して高等学校の学位を得た者、また、その見込みがある者

二 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者

三 日本に滞在中その費用を負担する能力のある者又は負担する能力のある経済的保証人を有する者

四 本校において、その定めた期間、修学する意思がある者

五 本校を卒業後、魚津または国内での就業を志望する者

六 以下の日本語能力を有する者

・N5レベルの日本語資格またはそれと同等の日本語大規模試験の結果を立証できる者。

・参照枠A1のCandoを基に作成した当校の口頭試問において65%程度得点できる者。

(在籍)

第21条 本校に在籍できる者は、我が国で就労することを目指す外国人で、別に定める選考基準を満たし、校長が許可した者とする。

(在籍の開始時期)

第22条 在籍の開始時期は、毎年4月及び10月とする。

(入学申請)

第23条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書のほか、必要な書類を提出しなければならない。

第7章 学費等

(学費等)

第24条 日本語教育課程を受講する者は、学生納付金としてそれぞれ以下の表に掲げる額(税抜)を納入しなければならない。

課程名		入学検定料	入学金	授業料	その他納付金	合計
就職2年 課程	1年目	20,000円	50,000円	680,000円	81,000円	831,000円
	2年目	————	————	680,000円	59,000円	739,000円

※各項目それぞれに消費税が加算されます。

課程名	入学検定 料	入学金	授業料	その他納付金	合計
-----	-----------	-----	-----	--------	----

就職 1年6か月 課程	1年目	20,000円	50,000円	680,000円	81,000円	831,000円
	2年目	———	———	340,000円	34,500円	374,500円

※各項目それぞれに消費税が加算されます。

【注意事項】

- ・日本国内の消費税が上がった場合は、在学中の場合も消費税の差額を徴収する。
- ・検定料は出願時に支払うものとする。
- ・すべての送金手数料は自国内、日本国内分ともに申請者の負担とする。

(滞納)

第25条 学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を2か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して除籍を命ずることができる。

(受講料の返還)

第26条 既に納入した学生納付金は、以下の事由で校長が認めた場合、返還する。

1. 入国前

- 出願書類提出後のキャンセルの場合理由の如何に関わらず、入学検定料は返金しない。
- 在留資格認定証明書(COE)が交付されたが、ビザの申請を行わず来日しない場合理由の如何に関わらず入学検定料および入学金は返金しない。授業料およびその他の費用は、在留資格認定証明書および入学許可証と引き換えの上、振込手数料を除いた全額を返金する。
- 日本在外公館によってビザ発給が拒否された場合入学検定料および入学金は返金しない。授業料およびその他の費用は、本校職員が日本在外公館において査証が発給されなかったことの確認ができた後、在留資格認定証明書および入学許可証と引き換えの上、振込手数料を除いた全額を返金する。
- 日本在外公館よりビザ発給後に入学をキャンセルした場合理由の如何に関わらず入学検定料および入学金は返金しない。授業料およびその他の費用は、査証が未使用で失効が確認できた後、入学許可証と引き換えの上、振込手数料を除いた全額を返金する。

2. 入国後入学前

日本を出国し、在留カードが失効したことを本校が確認できた後、納入済みの授業料について、キャンセル料として50,000円を上限に、授業料の20%並びに振込手数料を除いた金額を返金する。その他の費用は返金しない。

3. 入学後

日本を出国し、在留カードが失効したことを本校が確認できた後、提出された退学願が受理された段階で開始していない学期の授業料について、キャンセル料として50,000円を上限に、授業料の20%並びに振込手数料を除いた金額を返金する。その他の費用は返金しない。

4. 免責事項

天災、事故、感染症、交通機関のストライキや気象状況等で交通機関が止まる恐れがある時など、やむを得ない事情で授業を中止する場合は免責とし、その分の授業料の返金を行わない。

第8章 賞罰

(賞罰)

第27条 成績優秀にして他の模範となる者については、校長はこれを表彰することができる。

(処分)

第28条 学生が、この学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

- 懲戒処分の種類は、訓告及び除籍の2種とする。
- 前項の除籍は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 正当な理由がなく出席常でない者
 - 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 前項の除籍を決定する際は校長による懲罰委員会を開催する。
- 懲罰委員会は校長、主任教員、事務長から構成される。

第9章 雑則

(健康診断)

第29条 健康診断は、毎年2回医療機関において定期的に実施する。

附 則

この学則は、2026年10月1日から施行する。